



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 人事委員会規則
 - *32 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 920 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 2
 - 921 " (") 2
 - 922 道路の区域変更 (道路保全課) 2
 - 923 道路の供用開始 (") 3
 - 924 道路の区域変更 (") 3
 - 925 道路の供用開始 (") 3
 - 926 " (") 3
 - 927 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 4
 - 928 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 (建築住宅課) 5
- 公安委員会告示
 - 32 警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施 5
- 選挙管理委員会告示
 - 80 政治団体の届出事項の異動の届出 7
 - 81 資金管理団体の届出事項の異動の届出 8
 - 82 資金管理団体の指定の取消しの届出 8
 - 83 政治団体の解散の届出 9
 - 84 政治団体の収支報告書の要旨 9
 - 85 政治団体の設立の届出 9

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第32号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年8月11日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

椿山ダム管理事務所	日高郡日高川町初湯川1874番地	2級地	を
椿山ダム管理事務所	日高郡日高川町初湯川1874番地	2級地	
日高振興局建設部日高川詰所	日高郡日高川町川原河230番地	1級地	に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

告 示

和歌山県告示第920号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011500 273	ライフサポート RingLink	有田市初島町浜 1769-1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社ViXi	有田郡有田川町 大字水尻596-1	平成 27.8.1

和歌山県告示第921号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012000 265	訪問介護事業所 ホップ御坊	御坊市湯川町小 松原371-5	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	セカンドクラ フト株式会社	御坊市湯川町小 松原371-5	平成 27.8.1

和歌山県告示第922号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市南馬場字西ヶ瀬935番1地 先から同市南馬場字潰口32番3 地先まで	旧	11.05 } 13.40	101.00	
同上	新	11.05 } 16.75	101.00	

和歌山県告示第923号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 橋本市南馬場字西ヶ瀬935番1地先から同市南馬場字潰口32番3地先まで

供用開始の期日 平成27年8月11日

和歌山県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市遠方字西垣内237番1地先から同市遠方字西垣内218番2地先まで	旧	10.56 } 18.19	129.94	
同上	新	10.56 } 18.19	129.94	

和歌山県告示第925号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 紀の川市遠方字西垣内237番1地先から同市遠方字西垣内218番2地先まで

供用開始の期日 平成27年8月11日

和歌山県告示第926号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 紀の川市遠方字西垣内179番地先から同市風市字川原476番1地先まで

供用開始の期日 平成27年8月11日 午後2時

和歌山県告示第927号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

三尾川左支溪（7-424-1-008）、三尾川左支溪（7-424-1-009）、小谷（7-424-2-008）、土井の谷（7-424-2-009）、湊谷（7-424-2-010）、サイタ谷（7-424-2-011）、三尾川左支溪（7-424-2-013）、月野瀬谷（7-424-1-037）、河辺谷（7-424-1-038）、古座川左支溪（7-424-2-065）、古座川左支溪（7-424-2-066）、古座川左支溪（7-424-2-067）、追野々（Ⅰ-1786）、三尾川（Ⅰ-1789）、三尾川（2）（Ⅰ-4586）、三尾川（3）（Ⅰ-4759）、三尾川（201）（Ⅱ-7432）、三尾川（202）（Ⅱ-7436）、三尾川（203）（Ⅱ-7437）、三尾川（204）（Ⅱ-7438）、三尾川（219）（Ⅱ-7439）、三尾川（205）（Ⅱ-7447）、三尾川（206）（Ⅱ-7448）、三尾川（207）（Ⅱ-7449）、三尾川（208）（Ⅱ-7450）、三尾川（209）（Ⅱ-7451）、三尾川（210）（Ⅱ-7452）、三尾川（211）（Ⅱ-7453）、三尾川（212）・追野々（Ⅱ-7454）、三尾川（213）（Ⅱ-7455）、三尾川（214）（Ⅱ-7508）、三尾川（215）（Ⅱ-7512）、三尾川（216）（Ⅱ-7515）、三尾川（217）（Ⅱ-7516）、三尾川（218）（Ⅱ-7517）、大川（304）（Ⅲ-4297）、沛崎（Ⅰ-1827）、月野瀬（2）（Ⅰ-1828）、月野瀬（Ⅰ-1830）、月野瀬（201）（Ⅱ-7466）、月野瀬（202）（Ⅱ-7486）、月野瀬（203）（Ⅱ-7487）、月野瀬（204）（Ⅱ-7488）、月野瀬（301）（Ⅲ-4328）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称
池ノ谷（7-424-2-012）

(3) 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第928号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことを認定した。

平成27年8月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 認定番号 建住第07150007号
- 2 認定日 平成27年8月3日
- 3 対象区域 新宮市佐野三丁目507-13、507-33、507-37、558-7及び599-1
- 4 縦覧に供する場所 和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
東牟婁振興局新宮建設部

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第32号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成27年8月11日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

- 1 審査の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務1級及び2級
 - (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 審査日時
平成27年12月3日（木）午前10時から午後5時まで
- 3 審査場所
和歌山県岩出市高塚513番地
有限会社岩出カースクール
- 4 定員
合計10名
- 5 審査対象者
審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
 - (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
 - (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者
- 6 審査の種別及び級に応じた要件
- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
 - (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
 - (3) 施設警備業務1級
旧検定の常駐警備1級に合格していること。
 - (4) 施設警備業務2級
旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。
 - (5) 交通誘導警備業務1級
旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。
 - (6) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。
 - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。
 - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。
 - (9) 貴重品運搬警備業務1級
旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。
 - (10) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。
- 7 審査の方法
- 学科試験及び実技試験とする。
- なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
- 8 申出期間
- 平成27年10月14日（水）及び同月15日（木）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間
- 9 審査を希望する者の手続
- (1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。
なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。
 - (2) 事前申出時の注意事項
 - ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
 - イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
 - ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。
 - エ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
 - オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。
 - カ 上記の手続を経た審査希望者を審査予定者とする。

10 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成27年10月27日(火)及び同月28日(水)の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること(郵送による提出は、受け付けない。)

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

(2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円(和歌山県証紙により納付すること。)

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。) 1通

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通

(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058)

選挙管理委員会告示**和歌山県選挙管理委員会告示第80号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党金屋町支部	橋爪弘典	主たる事務所の所在地	有田郡有田川町丹生141	有田郡有田川町中峰165	平成 27.5.30
		代表者	橋爪弘典	間佐古将行	
		会計責任者	殿井貞男	下代義秀	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和電商組政治連盟	明山武夫	会計責任者	島田弘昭	栗谷幹茂	平成 27.5.13
和歌山県介護支援専門員連盟	初山昌平	会計責任者	榊原友美	川瀬恭子	平成 27.6.25
和歌山県宅建政治連盟	赤間淳巳	政治団体の名称	和歌山県宅建政治連盟	和歌山県不動産政治連盟	平成 27.6.30
川畑哲哉後援会	川畑哲哉	主たる事務所の所在地	岩出市高塚48-8	岩出市備前40-3 プチ・ツールアルファU	平成 27.7.1
税理士による石田真敏後援会	森下悦男	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町笠田東453の2	海南市名高201-5	平成 27.7.5
		代表者	森下悦男	加藤正彦	
一ノ瀬敦子後援会	一ノ瀬泰彦	会計責任者	寺井純子	中浦佐織	平成 27.7.9

和歌山県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
川畑哲哉	川畑哲哉後援会	主たる事務所の所在地	岩出市高塚48-8	岩出市備前40-3 プチ・ツールアルファU	平成 27.7.1

和歌山県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年8月11日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
中村協二	中村協二と歩む会	平成 27.6.30

和歌山県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年8月11日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中村協二と歩む会	中村協二	平成 27.6.30
湊谷幸三後援会	河野永曦	平成 27.7.1

和歌山県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年8月11日

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

(単位:円)

中村協二と歩む会

資金管理団体の届出をした者の氏名
資金管理団体の届出に係る公職の種類

中村 協二
和歌山市議会議員

報告年月日 27.07.01

1 収入総額	363,824
前年繰越額	363,794
本年收入額	30
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
その他の収入	30
一件十万円未満のもの	30

湊谷幸三後援会

報告年月日 27.07.01

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年8月11日

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かねしま弘幸後援会	和泉行洋	和泉行洋	東牟婁郡那智勝浦町天満442-51	平成 27. 6. 22
税理士による鶴保庸介後援会	川邑宗司	上野隆也	和歌山市湊通丁北一丁目1-3	平成 27. 7. 6